

## 第 36 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月11日（木）午後3時00分～3時25分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齊藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 係長 小谷 高平 主事 中村 みづき
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 第95号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
    - 第96号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第36回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第36回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番松島章倫委員、議席番号9番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第95号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（小谷）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第95号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和8年6月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「荒廃したハウスを整備し、2拠点経営により、一層の規模拡大をしたい」譲渡人は「所有者不在の農地を売却し、財産を清算するため」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては6月4日、2班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は元々の所有者が農業用のハウスとして使用していましたが、所有者が亡くなって以降は使用されておらず、相続人も全員が相続放棄をしたため、相続財産清算人の管理となった農地です。譲受人は主に館林市、明和町付近で耕作をしており、自宅から申請地までの通作距離は12kmとやや距離はありますが、今後の経営農地拡大のための拠点として申請地を取得したいとのこと。また、許可を得た後にはハウスを修繕し、キュウリの作付けを行うという計画書が添付されています。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。こ</p>

	<p>の件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案 第96号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (小谷)	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第96号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和8年6月11日、邑楽町農業委員会会長横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私は、現在大泉町の借家に住んでおり、住宅用地を所望していたところ、申請地を譲ってもらえることになりました。申請地は地区計画内にあり、職場にも近くなりますし、環境の良いところです。資金の用意も整いましたので、自己住宅を建築したく申請いたします」とのことです。転用目的は「一般住宅地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載のとおりです。資料につきましては、4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。</p>
1番 (金子)	<p>1番金子節夫委員</p> <p>1番金子です。6月4日2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内。案内図は資料の4ページ、付近状況図は5ページを参照してください。申請地は、町立長柄小学校から東方面に約150メートルに位置しています。農地の広がり、東側に約4ヘクタールのみであるためその他農地の第2種農地と判断されます。2班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達し</p>

	<p>ました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局に確認ですが、狸塚1246-5、16㎡は現況が道路になっていると思うのですが。</p>
<p>事務局（小谷）</p>	<p>現況を確認したところ、こちらの地番につきましては、農地となっております。道路ではないため農地としての申請となります。今後町への寄付等があったときのために、おそらく地目を先に分けておいて、今後宅地等へ開発されたのちに、寄付等が行われる可能性があるということです。</p>
<p>事務局長（金井）</p>	<p>現地を確認した際も、現状農地のままで、道路にはなっておりませんでした。境界杭も農地の中に入っております。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>拡幅されたはずだが。</p>
<p>事務局（小谷）</p>	<p>建設環境課にも確認したところ、道路としてまだ寄付はされていないとのことでした。</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>会長がおっしゃっている道路は一本北の道路（狸塚1247-10）だと思います。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>場所を勘違いしていました。大変申し訳ございません。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議事日程第3報告第41号。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p> <p>事務局（小谷）</p> <p>議案書4ページをご覧ください。報告第41号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとお</p>

会長（横山）	<p>り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和8年6月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は「一般住宅用地（贈与）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載のとおりです。資料につきましては、8ページを参照してください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は「駐車場及び通路用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8ページを参照してください。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は「露天駐車場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、8ページを参照してください。以上、報告といたします。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第36回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和8年6月11日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>松島 章倫</u></p> <p>委員 <u>中村 政五郎</u></p>
--------	---